

発行者
上牧町社会福祉協議会
〒639-0214 上牧町上牧3245-1
(上牧町保健福祉センター内)
TEL 0745-76-6098
FAX 0745-79-2021
HP: <http://www16.plala.or.jp/puratto>

滝川ネットで「大阪府立修徳学院」に行ってきました



●目次●

1ページ 滝川ネットワーク
『施設研修』

2-3ページ 障害者自立支援法とは

4ページ お知らせ

「大阪府立修徳院」とは
非行や家庭環境、その他の理由により、生活指導を必要とする子供(小中学生)が入所して、心身の健全育成、自立のための支援を行う施設です。

滝川ネットとしては、少子化問題だけでなく広く、青少年の健全育成にかかわる事として大切なことと思っています。少年等とのふれあい交流をはかる当ネットワークとしては、これらの問題意識をより深める一環として見学研修を行いました。

平成18年10月1日

(4)



赤い羽根共同募金に
御協力お願いします

共同募金運動は
今年で60回目

「地域の福祉、みんなで参加」をスローガンに10月1日より全国一斉に赤い羽根の共同募金運動が今年も始まりました。赤い羽根募金は誰もが幸せに暮らせるまちづくりのための募金です。本会では10月3日と11月3日の2回に渡りレインポープラザ西大和、万代百貨店「片岡台店」及びスーパー「おくやま」の御協力により街頭募金活動を行います。住民の皆様温かいご支援と御協力のほどよろしく願います。

義援金募集のお知らせ

9月17日に、台風13号の影響により宮崎県延岡市で竜巻が発生し多数の住民が全半壊などの被害を受け災害救助法(※1)が適用されました。

この災害にともない、宮崎県共同募金会では、9月20日(水)から10月19日(木)まで、被災者への義援金募集が行われています。募集された義援金については、宮崎県共同募金会、宮崎県、日本赤十字社宮崎県支部、報道機関など関係機関で構成する義援金配分委員会において決定し、被災者に配分される予定です。

義援金の受入

- 金融機関 郵便局
- 口座番号
01740-0-25112

● 口座名義

社会福祉法人宮崎県共同募金会
なお、義援金寄付者につきましては、税制上の優遇措置(所得税、法人税)が受けられます。

※1 「災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者(罹災者)の保護と社会の秩序の保全を図る」ことを目的とする法律

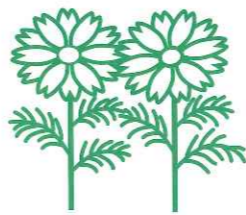
ボランティア基金へご寄付 ありがとうございます

平成18年7月～8月分
上牧町社会福祉協議会では、町内のボランティア活動を支援するため、ボランティア基金を

開設しています。今回、次の方々よりご寄付をいただきました。皆様からいただきました金品は地域福祉事業に活用させていただきます。皆様のご寄付に対し厚く御礼申し上げます。なお、頂きましたご寄付は所得税法上の控除の対象となります。ご寄付ありがとうございます。

氏名	種類	備考
明朗会	金銭	一円募金
友愛会	金銭	一円募金
桜ヶ丘パーククラブ	金銭	一円募金

また、今回ガチャポン上牧店(パチンコ店)より町内の福祉にお役に立てばとのことでご寄付を頂きました。
ありがとうございました。



障害者自立支援法が制定され、様々な内容が変わりました。

身体障害・知的障害・精神障害に関する福祉サービスや公費負担医療は、個々の法律に基づいて提供されてきましたが、これからは区市町村が主体となって、障害種別に関わり無く一元的に共通のサービスを提供する仕組みとなりました。

しかし、所得保障のないまま『応益負担』『自立支援医療』の導入で本人、家族の負担がより深刻になることや、『入所、授産施設の負担』『就労支援』『地域生活支援事業』などまだまだ改善が必要ではないかという事業もあると思われます。

ここでは、3つの支援事業について問題・課題などを取り上げます。

1. 就労支援

学校などを卒業し、就職を希望する方に対して効果的な支援をしていくとともに、雇用、福祉、教育の関係者が地域において障害者支援ネットワークを構築し、障害者の適正にあった就職の斡旋などを実施します。

問題…受け入れの企業はどれくらいあるのでしょうか。「何かあったらどうしよう」という漠然とした不安も多く、企業はあるようです。また、就職しても半数以上の方が1年以内に離職されています。その後のケアや継続して働いていくために必要な資源やサポートも考える必要があります。

2. 自立支援医療

公費を導入して自己負担を軽くしている精神障害者の通院費、更生医療を「自立支援医療」として一本化し、福祉サービスの提供とともに原則一割の自己負担を求めることになりました。更生医療と育成医療は大幅な負担増、統合失調症やうつ病などで精神科に通う人は現行5%負担から10%負担に引き上げられます。

問題…通院医療費公費負担制度(32条)の時は5%負担だったため、1回の受診に係る額は倍になります。所得に応じて限度額はありますが負担が増大し、通院が困難な方も増えてきます。精神障害者にとって薬物療法は必要不可欠であります。これでは、入院・入所へと逆戻りになる可能性もあります。

3. 地域支援事業

市町村が主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより効率的・効果的な事業実施が可能である事業。主な事業は相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活等給付支援事業、移動支援事業などがあります。

問題…具体的な地域のニーズにあわせて事業が実施できるというメリットがあると思いますが、各地域に事業内容の策定が一任されることから、各自治体によってサービス量の格差が出る可能性もあり、社会参加等が困難になることが懸念されます。

社協から一言

障害者自立支援法は当事者や取り巻く家族にとってかなりの不安や不満を残したまま10月から施行されます(一部は4月より施行)。

しかし自立支援法に基づき、工夫をしながら生活をしていかななくてはなりません。

社協では町内の知的障害関係機関や養護学校などの諸先生方と定期的に集まり、各機関に持ち込まれた相談内容について協議したり、講師を招き自立支援法についての勉強会などを行い、知的障害を持つ人やその家族が安心して相談できる環境の整備や暮らしについて考えていきたいと思ひます。

特集

障害者自立支援法

支援費制度から障害者自立支援法へ

障害者福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、多くの障害者(※精神障害者は対象外)がホームヘルプ等のサービスを受けることにつながりました。しかし、制度の実施に伴い様々な問題点が出てきました。その主な問題点を3つ取り上げたいと思います。

<問題点>

- ①身体、知的、精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ②サービス提供体制が不十分な自治体も多く、必要とする人々全てにサービスが行き届いていない(自治体ごとに格差が大きい)こと
- ③支援費制度における国と自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

このような課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

※ノーマライゼーション…障害者、高齢者に関わらず、あらゆる人が共に住み、生活出来るような社会を築くこと

障害者自立支援法の目的とそのポイント

<目的>

障害者基本法の理念にのっとり、他の障害者(児)の福祉に関する法律とあいまって、障害者(児)がその持っている能力及び適性に応じて、自立した日常生活や社会生活が送れるように、必要なサービスにかかる給付、支援を行い、障害者(児)の福祉の増進を図ると共に、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的としています。

<ポイント>

- ①障害の種別(身体・知的・精神)にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスが利用出来るように、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編する
- ②障害のある人々に、身近な市町村が責任を持って一元的なサービスを提供する
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実する
- ④就労支援の抜本的強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

➡ 障害のある人々の自立を支えます